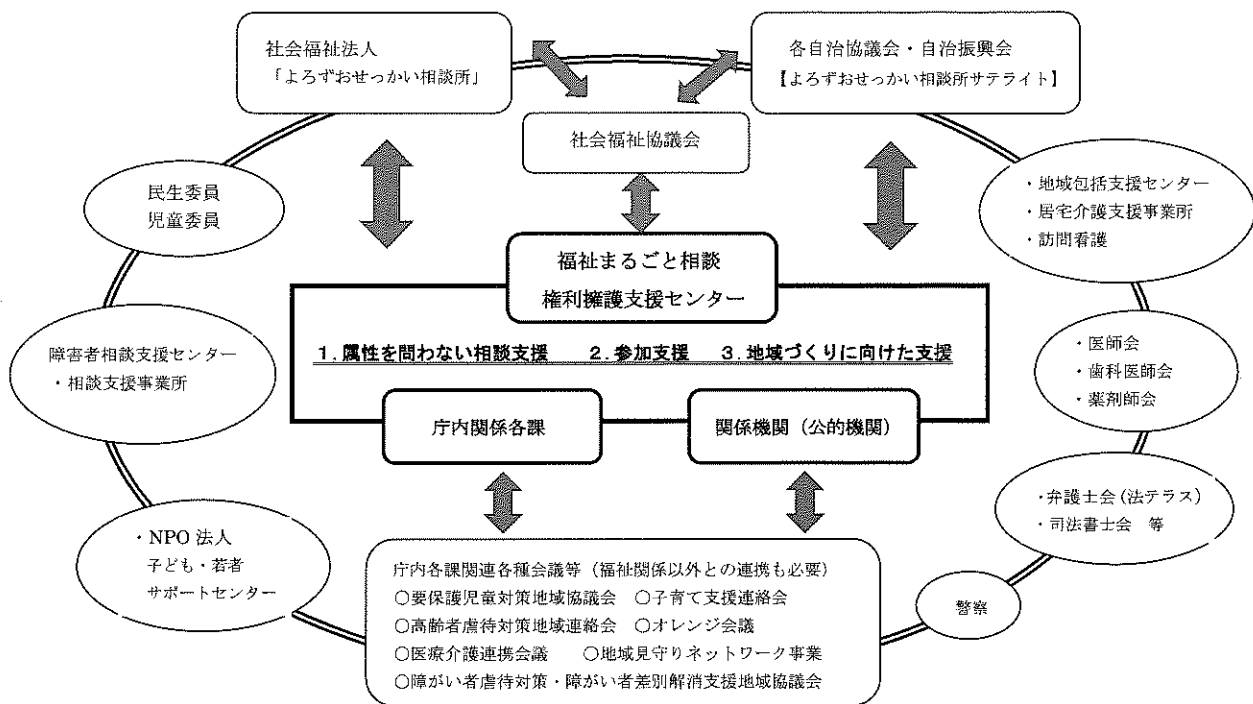


2 連携体制

■ 市役所外連携

高齢、障がい、子ども、生活困窮等をはじめとする他分野（医療・労働・教育・地域づくり）等との連携を強化し、事業の一体的な実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築できるよう市社会福祉課「福祉まるごと相談」が中心となり、関係機関間の一体的な連携を図ります。



■ 市役所内連携

社会福祉課「福祉まるごと相談」が中心となり、重層的支援体制整備事業を推進する課にとどまらず、就労や生活、教育や子育て、地域づくり等を所管する市役所内 16 部署が地域住民の複雑・複合化した課題を解決するため、横断的な連携を図り、市全体として包括的な支援体制が構築できるよう職員同士の顔の見える関係性を築きます。

